

## 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京地方裁判所平成20年(ワ)第15584号受託事務報告請求事件の執行力ある第1回口頭弁論調書(認諾)正本に基づく債権者の申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

## 主 文

- 1 債務者は、債権者らに対し、債権者らの委託にかかる私募型ファンド取引の内容及び結果並びに債権者らが債務者に預託した金銭の処理の内容及び結果について別紙記載の全事項を書面により報告しなければならない。
- 2 債務者が本決定送達の日から5日以内に前項記載の義務を履行しないときは、債務者は、債権者■■■■■, 同■■■■■及び同■■■■■に対し、上記期間経過の翌日から履行済みまで、1日につきそれぞれ金15万円の割合による金員を支払え。

平成20年9月12日

東京地方裁判所民事第21部

裁 判 官 浅 岡 千 香 子

これは正本である。

平成20年9月12日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 平 間 直



## 当事者目録

〒 [redacted] 東京都 [redacted]  
債権者 [redacted]

〒 [redacted] 東京都 [redacted]  
債権者 [redacted]

同 所  
債権者 [redacted]

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-5 虎ノ門1丁目森ビル2階  
あおい法律事務所（送達場所）  
債権者ら代理人弁護士 荒井哲朗  
同 白井晶子

〒105-0013 東京都 [redacted]  
債務者 [redacted]  
[redacted]株式会社  
上記代表者代表取締役 [redacted]

別紙

報告事項

第1 「レインボー・ファンド」、「アルペン・オフショア・ファンド」「チュー  
リッヒ・オフショア・ファンド」、「オーシャンズ・オフショア・ファンド」、  
「ハッピー・オフショア・ファンド」などの名称の如何を問わず、債務者が取  
扱い（媒介・仲介）をした「私募ファンド」について、各債権者らがした  
、  
名義のものを含む）購入の年月日、購入私募ファンドの名称、  
数量、価格、適用外国為替レート、手数料、消費税

第2 各債権者らとの間の、金銭授受の年月日、入金・出金の別、金額、その名  
目

平成20年(ワ)第80135号 間接強制申立事件

債権者

債務者

株式会社

## 意見書

平成20年8月19日

東京地方裁判所 民事第21部 御中

債権者ら代理人弁護士 荒井 哲朗

同 白井 晶子

頭書事件について、御庁から、「取引金額」及び遅延損害金（商事法定利率である年6分若しくは民法所定の年5分を意味するものと解する）について、消滅時効期間（不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効期間である3年を意味するものと解する）で按分した金額を基礎として1日あたりの支払額を定めるという方法についての意見を求められたので、以下のとおり申立人ら代理人の意見を述べる。

本件における関連事実はすでに平成20年7月31日付意見書に記載したとおりである。間接強制において支払を命じるべき金額は、「債務の履行を確保するために相当と認める一定の額」である必要があるところ、本件においては、本案について相手方は請求を争わずに請求を認諾しているにもかかわらず義務を任意に履行しようとしなないこと（文書が存在しないなどとの争いもなかったのであって、履行を強制することに「手加減」をする必要はない）、仮に上記のような金額しか命じられなければ相手方としてはどうせ提出しなくても経済的負担は同じであるなど考えるであろうこと、本件開示を求める事柄は不法行為等に基づく損害賠償請求を基礎付ける前提となるべき事柄であるが、損害賠償請求を行うためには取引履歴の開

示を受けてからこれに関する勧誘行為の違法正当を主張立証する必要があり、開示資料を基に記憶を喚起する作業が必要になるが、長期間を経過すれば高齢の申立人らの記憶が消失することは容易に想到されること、本件開示を求める事柄は、相手方会社に対して不法行為責任に基づく損害賠償請求を行うに当たって不可欠のものであるところ、相手方会社の悪質さ（申立人ら訴訟代理人が担当した別件訴訟において、判決言渡期日の2日前に入院中の高齢者に押し掛けて訴え取下げ届けを書かせるなどという暴挙にまででる組織であるし（東京地判平成17年2月24日参考資料1）、訴状記載のとおり証券取引等監視委員会の立入調査が開始されようとするや、これを回避するために証券業登録を一方的に廃止し、関連資料を裁断するなどのおよそ常軌を逸した行動に出ている）からして、長期間存続を続けるものでもとも考え難く、さらに、本件本案請求は相手方に対する不法行為責任の追求の基礎となるものであるばかりではなく、相手方を構成する自然人に対する不法行為及び旧商法ないし会社法上の責任に基づく損害賠償請求を基礎付けるものでもあるところ、これら請求も上記同様、時間の経過と共に著しい困難を増していくことは容易に想到されるところである。また、債権者らは訴状記載のとおり昭和3年、大正11年、大正15年生まれの高齢者であり、（履歴の開示を受けてからすべき損害賠償請求の結末をみるまでに）相当の時間の経過があれば、その生存すら危うい。

以上のとおりであるから、債務者の債務の履行を確保するためには、少なくとも履行の完了まで申立ての趣旨記載の金額の支払を命じることが相当である。

支払を命ずるべき金額の算定に困難が生じることは理解しうるが、頭書記載のような金額では到底債務者の債務の履行を確保することなどできない。裁判所は、一応損害額を考慮に入れつつも、債務の目的や性質その他の事情を考慮して、予測される損害賠償額に拘束されることなくその裁量により債務の履行を確保するため相当と認められる金額の支払を命じうるのであり、かつ、そのような観点から支払を命じる金額を決定すべきであるから（債務名義がある以上、その内容が実現されるべきことが訴訟制度及び執行制度に当然に求められていることが明らかであり、

執行裁判所はそのような観点から、万が一にも債務者において履行しない方が得であるなどというような思惑を生じさせるような判断をしてはならない。そのような判断をするとすれば、それは、執行裁判所による債務名義の否定にも等しい。なお、申立人ら代理人は東京高決平成7年6月26日を参照した。同事件は「経済的利益」が観念しにくい事案であるが1日あたり15万円の支払が命じられている。本件においても、「開示義務」の不履行に基づく損害と、金銭騙取に係る損害賠償請求権が権利として別個のものであることには正しい注意が払われなければならない。開示請求権の間接強制のための損害金を開示請求に係る取引金額に直接的に関連させて検討することは、この点を見誤るものであるというほかはない。)、上記事情を十二分にしんしゃくされ、申立の趣旨記載の支払を命じられたい(なお、審尋書に対して現在回答がないようであるが、しかるべき期間を経過しても債務者からまともな応答があるとも考えられない。審尋書に対する応答の状況も適切にしんしゃくされたい。))。

以上